

北上市告示甲第36号

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱（平成20年北上市告示甲第42号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（<u>在来軸組構法及び伝統構法の1戸建住宅</u>で地上階数が2以下のものに限る。）をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会による「<u>木造住宅の耐震診断と補強方法</u>」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(補助の対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の<u>すべてに該当するものとする</u>。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（<u>在来軸組工法及び伝統的構法の1戸建て住宅</u>で地上階数が2以下のものに限る。）をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会が<u>発行している木造住宅の耐震診断と補強方法</u>の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(補助の対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の<u>いずれにも該当するものとする</u>。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 固定資産税を滞納していない者

(3) 補助金の交付決定後に、耐震改修工事を着工し、かつ、当該年度の3月末日までに当該工事の完了の実績を報告できる者

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に係る設計費及び工事監理費

(助成金及び補助金の額)

第6 国及び当市による耐震改修工事への助成事業により、対象者に助成される助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 第5第1項の規定により算出された補助対象経費の5分の4以内の額 (100万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)

(2) [略]

2 [略]

(交付申請及び決定)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(2) 納期の到来している市税の滞納がない者

(3) 補助金の交付決定後に、耐震改修工事を着工し、かつ、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに当該工事の完了の実績を報告できる者

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に係る設計費及び工事監理費 (耐震改修工事完了後の耐震診断結果報告書作成費を含む。)

(助成金及び補助金の額)

第6 国及び当市による耐震改修工事への助成事業により、対象者に助成される助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 第5第1項の規定により算出された補助対象経費の5分の4以内の額 (115万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)

(2) [略]

2 [略]

(交付申請及び決定)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 工事費見積書

(5) 固定資産税納税証明書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震改修工事の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ木造住宅耐震改修支援事業変更承認申請書（様式第3号）に、第7第1項第2号から第4号までに規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修支援事業変更承認及び補助金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第12 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐

(1)～(3) [略]

(4) 補助対象経費に係る見積書

(5) 市税を滞納していないことが分かる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に当該交付決定の内容を変更又は中止しようとする場合は、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に、第7第1項第2号から第4号までに規定する書類のうち変更に係る書類（変更する場合に限る。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更（中止）承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第11 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、北上市木造

震改修支援事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事費内訳書
- (3)・(4) [略]

（補助金の額の確定）

第13 市長は、第12の規定による報告があった場合は、その内容を審査し適正と認めるときは、申請者に木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14 申請者は、第13の規定による通知を受けたときは、速やかに木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第15 [略]

（補助金の返還）

第16 市長は、第15の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第17 [略]

様式第1号（第7関係）

[略]

住宅耐震改修支援事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る請負契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象経費に係る内訳書
- (3)・(4) [略]

（補助金の額の確定）

第12 市長は、第11の規定による報告があった場合は、その内容を審査し適正と認めるときは、申請者に北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13 申請者は、第12の規定による通知を受けたときは、速やかに北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第14 [略]

（補助金の返還）

第15 市長は、第14の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第16 [略]

様式第1号（第7関係）

[略]

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第7第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]	
<u>北上市木造住宅耐震診断支援事業</u>	[略]
[略]	
<u>事業の期間</u>	[略]
[略]	
<u>添付書類</u>	(1) <u>木造住宅耐震診断結果等の写し</u> (2) <u>案内図及び平面図</u> (3) <u>工事計画図書</u> (4) <u>工事費見積書</u> (5) <u>固定資産税納税証明書</u>

様式第2号（第7関係）

[略]

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書

年度において、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第7第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

[略]	
<u>耐震診断実施年度</u>	[略]
[略]	
<u>事業の期間（予定）</u>	[略]
[略]	
<u>添付書類</u>	

様式第2号（第7関係）

[略]

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった年度北上市木造

支援事業費に対して、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第7第2項の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定します。

[略]

1 住宅の所在地 北上市

2 補助金交付額 金 円

3 交付の条件

(1)・(2) [略]

(3) 耐震改修工事が完了し、完了実績報告の提出後に補助金の額が確定します。

様式第3号（第8関係）

[略]

木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった木造住宅耐震改修支援事業に係る耐震改修工事の内容を次のとおり変更したいので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

[略]

1 [略]

2 変更の理由

様式第4号（第8関係）

[略]

住宅耐震改修支援事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第7第2項の規定により通知します。

[略]

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

(1)・(2) [略]

(3) 耐震改修工事が完了し、北上市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書の提出後に補助金の額が確定します。

様式第3号（第8関係）

[略]

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった年度北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の内容を次のとおり変更（中止）したいので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

[略]

1 [略]

2 変更（中止）の理由

様式第4号（第8関係）

[略]

木造住宅耐震改修支援事業変更承認及び補助金変更決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった耐震改修工事の内容の変更については、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第8第2項の規定により適当と認め、年 月 日付け北上市指令 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更します。

[略]

- 1 住宅の所在地 北上市
- 2 補助金交付額 変更前 金 円
変更後 金 円

3 交付の条件

- (1)・(2) [略]
- (3) 耐震改修工事が完了し、完了実績報告の提出後に補助金の額が確定します。

様式第5号（第11関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住 所
氏 名

木造住宅耐震改修支援事業中止(廃止)届

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知を受けた北上市木造住宅耐震改修支援事業については、

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金変更（中止）承認書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の内容の変更（中止）については、これを適当と認め、年 月 日付け北上市指令 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第8第2項の規定により通知します。

[略]

- 1 変更の内容
- 2 補助金交付額 （変更前） 金 円
（変更後） 金 円

3 交付の条件

- (1)・(2) [略]
- (3) 耐震改修工事が完了し、北上市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書の提出後に補助金の額が確定します。

次のとおり中止(廃止)したいので届け出ます。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の時期

様式第6号(第12関係)

[略]

木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書

年 月 日付け北上市指令 第 号により補助金
交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修支援事業が、次のと
おり完了したので、関係書類を添えて報告します。

[略]

1 [略]

2 添付書類

(1) 工事請負契約書及び領収書の写し

(2) 工事費内訳書

(3) [略]

(4) 耐震改修実施図書及び改修後の耐震診断結果報告書

3 [略]

[略]

様式第7号(第13関係)

[略]

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確定通知

様式第5号(第11関係)

[略]

北上市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書

年 月 日付け北上市指令 第 号により補
助金交付決定の通知があった北上市木造住宅耐震改修支援事業
費補助金について、耐震改修工事が完了したので、北上市木造
住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第11の規定により、次
のとおり関係書類を添えて報告します。

[略]

1 [略]

2 添付書類

(1) 請負契約書及び領収書の写し

(2) 内訳書

(3) [略]

(4) 耐震改修工事实施図書及び完了後の耐震診断結果報告書

3 [略]

[略]

様式第6号(第12関係)

[略]

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確

書

年 月 日付けで完了報告のあった事業については、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第13の規定により適正と認めたので、次のとおり補助金の額を確定します。

[略]

- 1 住宅の所在地 北上市
- 2 補助金の交付確定額 円

様式第8号（第14関係）

[略]

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書

北上市木造住宅耐震改修工事支援事業費補助金交付要綱第14の規定により、次のとおり補助金を請求します。

[略]

- 1 交付請求額
金額 円
- 2 振込先金融機関

<u>金融機関</u>	<u>銀行</u> 支店 <u>金庫</u> 本店・支店 <u>農協</u> 本店・支店
<u>預金の種類</u>	普通・当座 (該当を○で囲む)

定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった年度北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金については、その内容を適正と認めたので、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第12の規定により通知します。

[略]

補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第13関係）

[略]

北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった年度北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金について、北上市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第13の規定により、次のとおり請求します。

[略]

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 補助金振込口座

口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

備考 口座名義人は、申請者と同一とすること。

備考 改正部分は、下線の部分である。